

考える主権者をめざす情報誌

Voters

No. 9

2012年8月24日発行

特集

討議デモクラシー

- ・ 討議デモクラシーとその多様性（田村 哲樹） 4
- ・ 市民討議会の意義と現状（吉田 純夫） 6
- ・ 三鷹市におけるまちづくりディスカッションの取り組み（清水 利昭） 8
- ・ 討論型世論調査の意義と課題（柳瀬 昇） 10
- ・ 市民議会を用いた討議デモクラシーの実践（岡田 健太郎） 12

巻頭言 「主権者教育」とは何か（篠原 文也） 2

コーナー 名言の舞台 3

コーナー 情報フラッシュ 14

連載 オーストラリアの
シティズンシップ教育(2) 16

連載 現代選挙違反事情(2) 18

コーナー 海外の選挙事情 ギリシャ 20

新連載 早わかり「政治学」(1) 21

レポート さいたま市明推協推進員等
意識調査 24



財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



「主権者教育」とは何か

政治解説者・中央教育審議会委員 篠原 文也



大学で教えていていつも感じるのは、若い人の主権者意識の希薄さだ。「新聞読んでいる人、手を挙げて」と言うと、パラパラ。将来選挙権を18歳に引き下げようかというのに、これでは心もとない。政治の視線が若者より投票率の高い高齢者の方に向きがちになるのもむべなるかな、である。

私が「教育再生懇談会」（福田・麻生内閣時の首相直属の教育提言機関）の委員、ワーキンググループ（WG）の主査として、「主権者教育」の問題に積極的に取り組んだのは、大学生からでは遅い、子どもの頃から主権者意識を育まなければ、との強い思いがあったからだ。

▶「社会で生きる力」を涵養

改正教育基本法は、「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」を教育目標の一つに定めている。その要請に応えるのが「主権者教育」なのである。

ところが、教育現場では主権者教育は必ずしも徹底されていない。一部の地域や学校で先駆的な取り組みが見られるものの、小中学校の社会科、高校の地理歴史・公民科の授業の範囲に止まっているケースがまだ多い。「教育の政治的中立性」を確保する難しさなど、理由は多々あるが、この踏み込み不足が冒頭のような大学生の状況を生み出していると言える。

現状を変えるには学校だけでなく、国、自治体、教育委員会、選挙管理委員会、明推協など関係者が一体となって、取り組みを強化する必要がある。抜本的には、学習指導要領に主権者教育の重要性を明記し、その解説などで、主体的に社会形成に参画することの意義について周知を図るべきであろう。

主権者教育というと、単なる選挙教育、政治教育と受け取られがちだが、決してそうではない。「社会で生きる力」を子どもたちに育むのが趣旨で、ボランティア精神の涵養なども重要な主権者教育だ。大学の「秋入学」も、ギャップタームがボランティア活動などに使われるなら、主権者教育に大いに資する。

東京の品川区では、区独自の「市民科」という教科を設け、公共の精神や社会性を身につけさせる教育をしている。例えば、「区議会だより」を読み、自分たちの住む地域のテーマについて考えさせるというように。神奈川県では、「シチズンシップ教育」を全県立高校に導入、より実践的な主権者教育を展開している。

こうした動きを広め、欧米では当たり前に行われている主権者教育を日本でも実質化させようというのがもともとの眼目である。

▶各党は「子どもマニフェスト」を

もちろん「民主主義の原点が選挙」である以上、選挙に関する教育は欠かせない。一票の価値、重みを教え「民主主義とは何か」「選挙とは何か」を子どもの時から思考させることは、脱「観客民主主義」の観点からも極めて大事なプロセスだ。

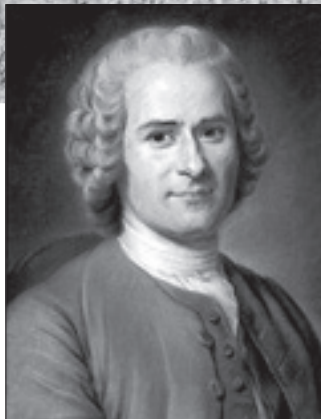
その中で我々 WG が「目玉」として提起したのが「子ども向けマニフェスト」である。

「未来の有権者」向けに政党に小学生でも読める政権公約の「子ども版」を作成、配付してもらおうというもので、一昨年の参院選で日本の政党では初めて自民党が作成した。

選挙は「選ぶ側」と「選ばれる側」の協働作業である。主権者教育には「選ばれる側」の努力も必要だ。それが「投票率」だけでなく、「投票質」の向上にもつながる。民主党に「シチズンシップ教育推進議連」（鈴木寛会長）ができるなど、政治の側にも主権者教育推進の機運が高まっている。来る国政選挙では、各党が「子ども向けマニフェスト」を競い合ってほしいものだ。

最後に家庭の役割について。主権者教育は家庭抜きには成り立たない。日頃から子どもを交え社会の出来事について話し合ったり、選挙の時は投票所に子どもを連れて行き、選挙の雰囲気を経験させるとか、家庭でもできることはぜひやってもらいたい。

しのはら ふみや 昭和女子大学客員教授。教育再生懇談会委員。著書に『偽りの二大政党』（共著、PHP、2010年）など。



名言の舞台

ジャン・ジャック・ルソー

1712～1778年

もし神々からなる人民があれば、
その人民は民主政をとるであろう。
これほどに完全な政府は人間には適さない

フランスの啓蒙思想家ルソーは、民主主義と民主政を語る上で不可欠な人物です。彼の著した『人間不平等起源論』『社会契約論』が、フランス革命を始めとする市民革命に大きく影響したことは、よく知られています。

ルソーは『社会契約論』において、主権は人民にあること、人民それぞれが自由な意思によって共同体に参加すること、その共同体の共通意思(一般意思)に基づいて統治が行われるべきであること、政府機能と国家を分けて考えるべきであること、などを論じました。その主張は今日においては、市民による参加や統治を重視する「直接民主主義」の精神に受け継がれています。

他方、後の時代のシュンペーター(1883～1950)は、その著書『資本主義・社会主義・民主主義』の中で、「現実社会ではルソーの『一般意思』のように、市民の意見が自然に一致す

る保証はない」と批判しています。シュンペーターは、ルソーが『社会契約論』の中で、この名言のような厳しい見通しをも示していたことに、はたして気づいていたのでしょうか？

いずれにしろ、いま私たちが生きる社会には、グローバル化のなかで不安定となった経済、揺らぐ社会保障制度、エネルギーや食糧などの不足、地球環境をめぐる国際協調の難しさ、といったさまざまな課題があり、そうした課題の解決に対して「民主政」は有効に機能していないのではないかと指摘すらあります。

民主政は平等な人間が、権利・自由そして負担を分かち合う仕組みです。私たちは、ルソーが警鐘を鳴らしていた民主政の困難さを今一度認識しながらも、その克服を目指していかなければならないでしょう。

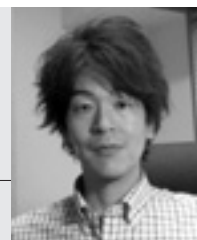
(谷口 尚子・東京工業大学准教授)

ルソーの生きた時代

	1712	28	42	49	55	62	70	78
ルソー、フランス	生まれ 時計職人の子として スイス・ジュネーブに	ジュネーブを去り放浪生活に	音符の新記譜法を発表 オーストリア継承戦争 (40～48)	『百科全書』の音楽関係の 項目を執筆 モンテスキュー『法の精神』 公刊(48)	『人間不平等起源論』公刊 『百科全書』(全35巻)の 公行開始(51～72)	『社会契約論』『エミール』 公刊、両書が禁書になり 『社会契約論』『エミール』	『告白』原稿完成 スイスに亡命	パリ郊外で死去(66歳) ルイ16世即位(74～92)
日本	江戸時代	享保の改革(16～45) 八代将軍に徳川吉宗	享保の飢饉(32)	九代将軍に家重(45～60) 『公事方御定書』制定(42)	宝暦事件(58)	十代将軍に家治(60～86)	田沼意次 側用人に(67)	

討議デモクラシーとその多様性

名古屋大学大学院法学研究科教授 田村 哲樹



はじめに

近年、「討議デモクラシー」が広く注目されるようになってきた。この言葉は、1980年代から90年代にかけて、欧米の政治学者や法学者によって注目され、まずは原理的・思想的な考察が先行した。その後、より具体的・経験的な研究も見られるようになる。

その中で、世界各地におけるデモクラシーの制度が討議的なそれとして「発見」されるとともに、新たな討議デモクラシーのための制度設計が行われるようになった。

討議とは何か

「討議」は、英語のdeliberationであり、「熟慮すること」「議論すること」などの意味が含まれている。そのため、「熟議」と訳されることもある（私自身は、通常は「熟議」を用いている）。いずれにせよ、討議デモクラシーが語られる際には、投票や多数決などの数の「集計」ではなく、「討議」を基軸としてデモクラシーを捉えることが目指されている。

討議において重要なのは、「反省」と「意見の変化」である。討議デモクラシーでは、討議を通じて参加者が各自の見解や選好を見直し、変化させることが期待されている。したがって、意見の変化を想定しない議論やコミュニケーションは、討議とはいえない。

討議の方法としては、しばしば論証、すなわち、妥当な論拠を付して自らの意見を述べることが重視される。ただし、ユーモア、感情的表現、物語ることなども、討議におけるコミュニケーション方法となりうる。ポイントは、コミュニケーションが強制的ではない形で、参加者に

反省とそれに基づく意見の変化を促すかどうか、ということにある。

ミニ・パブリックス

討議デモクラシーは、どこで行われるのだろうか。討議デモクラシーの実践形態として近年注目されているのは、本特集の各論文で扱われる市民討議会や討論型世論調査などの制度である。これらは、「ミニ・パブリックス（mini-publics）」と呼ばれることもある。それらの多くは、特定のテーマについて、無作為抽出で選ばれた一般市民が集まり、専門家の意見も聞きながら討議するという形で行われる。

ミニ・パブリックスが注目される理由は、比較的明確である。それは、利益団体による圧力活動でも選挙での投票でもない形で、一般市民が政治に関与する機会を提供する。ミニ・パブリックスで、意思決定や政策形成が直接行われるわけではない。しかし、重要なことは、そこでの討議を通じて、よく練られた意見が形成され、それを参考にして意思決定や政策形成が行われることである。

「練られた世論」形成の意義は、今日の政治の状況を念頭に置けば、より明確になる。かつての政党・政治家は、特定の利益団体や社会集団を支持基盤とした。しかし、今日では、それらは相対的に弱体化し、以前ほどあてにできなくなっている。さらに、しばしばそれらの団体・集団は、「既得権」保持者として批判対象にさえなりかねない。

かくして政治家は、より一般的な形で個々の有権者から支持を調達しようとする。その結果が、一方の特定のリーダーのパーソナリティやリーダーシップによるアピールと、他方の有権

者の「そのままの世論」をくみ取ろうとする努力である。しかし、これらは、不安定な試みとならざるをえない。なぜなら、前者は個人的要素に依存する面が多いし、後者は移ろいやすく、また、どこまであてにしてよいのかわからないからである。

そこで、ミニ・パブリックスにおける討論が重要となる。確かにデモクラシーにおいて、人々の意見や意思は尊重されるべきである。かといって、あらゆる意見や意思がそのまま尊重されなければならないのかどうかは、議論の余地がある。デモクラシーにおける「衆愚政治」や「多数者の専制」への懸念が繰り返し語られてきた所以である。ミニ・パブリックスを通じた「練られた世論」の形成によって、今日の政治の不安定性とともに、デモクラシーへの懸念をも払拭することが期待できるのである。

多様な討論デモクラシーの場

もっとも、討論デモクラシーの場を、ミニ・パブリックスに限定する必要はない。たとえば、議会を討論の場として捉え直すことも重要である。政治家は、所属する政党・会派や自らの支持基盤にある程度拘束されるため、議会における審議が「討論的」になる程度は必ずしも高くはないかもしれない。また、議会はもちろん最終的には意思決定を行わなければならない。しかし、意思決定の際に「数の力」で押し切ることだけが議会の役割なのではない。議会を「討論的」にするための工夫もまた、模索されるべきである。

たとえば、最近では「ねじれ国会」における「決められない民主主義」が問題視されることがある。このことは、国会における討論の限界ではなく、討論の不足を意味していると解釈することができる。両院で多数派が異なるのであれば、それぞれの党派が自らの立場に固執し相手を批判するだけでは「決められない」のは当然である。むしろ、討論を通じて、互いの立場を変化させることで「決められる」ようになるのではないだろうか。必要なことは、国会における「審議」が「討論的」となるように知恵を

絞ることである。

また、社会全体に目を向けるならば、ミニ・パブリックスに限らず、社会の様々な場所において討論が必要とされるということもわかる。様々な集団・団体、地域組織、クラス、サークル、そして家族や友人関係まで、複数の人々が集う場では、意見や立場の違いが存在する。その違いは、しばしば対立や争いを生む。そうだとすれば、それらの場もまた、討論デモクラシーが行われる場と考えることができる。ここでの討論は、議会における意思決定や政策形成と直接的に関係するわけではない。また、討論のための明確なルールも存在しないかもしれない。しかし、人々の間に存在する問題に取り組むという点では、議会やミニ・パブリックスと変わりはないのである。

おわりに

本稿では、討論デモクラシーの多様性を強調した。もちろん、ミニ・パブリックスは討論デモクラシーの重要な制度である。しかし、それは万能ではない。ミニ・パブリックスには多様な制度が含まれるが、その多くは意思決定機関ではない。また、そこで形成された意見がどこまで意思決定や政策形成に影響を及ぼしてもよいのかについては、無作為抽出による「代表」の代表性との関係で、慎重な検討が必要である。

したがって、討論デモクラシーの今後を考える際には、ミニ・パブリックスの制度的実践の拡大・深化を図るとともに、討論デモクラシーの多様性を理解することも重要である。つまり、どこか特定の場だけを「これこそが討論の場」と考えるのではなく、国家と社会を横断して、様々な場所における様々な討論の可能性を視野に収めていくべきなのである。

たむら てつき 1970年生まれ。名古屋大学大学院法学研究科博士課程修了、2010年から現職。博士（法学）。専門は、政治学・政治理論。主な著書に、『熟議の理由』（勁草書房、2008年）、『政治理論とフェミニズムの間』（昭和堂、2009年）、『デモクラシーの擁護』（共著、ナカニシヤ出版、2011年）など。

市民討議会の意義と現状

特定非営利活動法人 市民討議会推進ネットワーク 代表理事 吉田 純夫



市民討議会の意義

昨今、ミニ・パブリックス（社会の縮図）を活用した市民デモクラシーの取り組みに注目が集まっている。篠原一氏編の『討議デモクラシーの挑戦』によると、ミニ・パブリックス型討議の基本類型には、討議型世論調査（DP）やコンセンサス会議、プラーヌクスツェレや市民陪審などが紹介されている。私たちが取り組んでいる市民討議会は、ドイツで行われているプラーヌクスツェレを参考に、日本版にアレンジして作られたものだ。

2005年に始まったこの取り組みは、2006年に三鷹市で初めて行政共催という実施類型で行われてから現在まで200事例を超え、今では日本各地で開催されている。そこでは、住民基本台帳から無作為で抽出された一般市民が、地域の公共的課題について熱心に討議し、その解決策を探っている。

これまで、行政職員など専門家が施策を考え、政治家によって決定されるとばかり考えてきた公共的問題を、市民が、自分たちの課題として解決策を考えている。

従前の公募型の市民会議では、意見を持った方が集まる傾向がある。また地域で賛否が分かれる課題が論点だった場合の公募会議は、賛成意見の方より反対意見を持った方が多く参加する傾向が強いように感じる。これは公募情報を一般市民がいつも意識しているわけではなく、利害関係者が集まるためだと考えられている。

一方、無作為抽出による市民会議では、賛成派や反対派、また当初は意見のない方などの多様な属性の参加が行われ、サイレント・マジョリティの声を知ることができると考えられている。一般的にサイレント・マジョリティとは、「物

言わぬ多数派」「静かな多数派」と訳され、対義語はノイジー・マイノリティ（「声高な少数派」の意味）とされている。

市民討議会では、少人数のグループ討議や、討議ごとにメンバーチェンジするなど、声の大きい参加者に討議が支配されることがないように、さまざまな工夫がされている。この取り組みにより、話し合いによって意見が合意形成され、その内容は社会の縮図に近い意見が把握できると考えられている。

通常、商行為においては、消費者の意見や動向を把握する行為は大変重要視されており、クレーム対応を含め企業は努力を重ねている。サービスの受け手の消費動向を把握することが利益につながるからである。しかし行政サービスについては、受け手である市民の考えや意見を把握する取り組みは今までは不十分であったため、各自治体では住民（市民）参加という言葉で積極的に取り組み始めている。

市民討議会は非常に有効性が高いと評価されており、短期間で全国に広がりつつある。この取り組みは議会を軽視しているのではなく、議会政治と市民社会の2つの回路が連動（補完）し、つねに「循環過程」が保たれることにより、本来の代表制民主主義が機能するという考えから成り立っている。

政策主導の選挙実現のための公開討論会・合同個人演説会と市民討議会の2つの社会運動を実施することにより、効果的な市民意識啓発運動になると考えられている。

普及の現状

無作為抽出を利用したこの取り組みは、2005年に東京青年会議所が千代田区で日本初の市民討議会を実施し、2006年には三鷹市で行政と

三鷹青年会議所との日本初の共催実施が実現した。その後、関東を中心に全国に広がっていった無作為抽出型の市民討議会は、その有効性が各地で実証され、ますますの広がりを見せている。

2005年には1件だった開催事例も、2006年には3件、2007年には19件、そして2008年には関東から東海地区や北海道に広がり28件開催され、2011年には延べ回数は200件を超えるまでになった。2012年度も新たに取り組む地域が増加し、今後も急速な広がりが予想されており、多数の自治体での開催が予定されている。

最近では、政策立案や課題判断のほかに、評価会議や事業仕分けにも応用されており、それらを含めると、開催事例はかなりの数に上ると思われる。

現在は市民討議会の確立した定義が設けられていないため、正確な開催数を述べるのが難しい状況だが、市民討議会推進ネットワークでは文部科学省の科学研究費での全国調査を一部受託しており、理念的基準から独自に市民討議会の判断をしているが、今後は認証制度などを検討していきたい。

また、ミニ・パブリックスの考え方は他の手法にも採用されるようになり、一部の自治体では審議会の公募枠を住民基本台帳から無作為抽出で選び、依頼を行うなどの取り組みも始まっている。

市民討議会ネットワーク（CDPN）の活動

市民討議会推進ネットワークは、ドイツから始まりヨーロッパで広く実施されている市民参加の手法「プラーヌンクスツェレ」を参考に考案した新しい市民参加のかたち「市民討議会」を中心に、「市民の地域政治への参加」を推進している。政治的に公平中立な団体として関連機関や行政と連携しながら開催者間の情報共有や開催支援を行い、この手法の普及を目的に運営されている。

構成メンバーは、実施経験者や学識者、行政関係者などである。



新宿区自治基本条例のための区民討議会（2010年）

なお、CDPNはCitizens' Discussion Promotion Network の略である。

最近の活動は、講演会やセミナー、シンポジウムなどの開催を通じて、これらの取り組みの意義や有効性などを広めている。また、実施マニュアルの作成や出版、実施状況の全国調査、そして開催地域の支援や受託も行っている。

2010年と2011年には新宿区区民討議会にスタッフとして参加し、直接の開催を手がけている。また「新しい公共」推進会議の専門調査会に委員として参加し、市民討議会の各取り組みでの採用を提案し、国に提言されている。

2008年に実施された外郭環状道路三鷹地区検討会（主催：国土交通省）にこの手法が導入されたが、昨今では別のテーマで実施検討に入っている所もあり、国レベルでの実施が増えることも期待されている。

実施事例が増える中で、クオリティーのばらつきが出てきたため、今後は「質保証」を認証形式で行っていくことがネットワークでは検討されている。

<参考>

- ・篠藤明德・吉田純夫・小針憲一『自治を拓く市民討議会』（イマジン出版、2009年）
- ・篠原一編『討論デモクラシーの挑戦』（岩波書店、2012年）
- ・ホームページ <http://cdpn.jp/>

よしだ すみお 1967年生まれ。07年12月に市民討議会推進ネットワークを同志とともに立ち上げ、代表に就任。その後NPO法人化に伴い代表理事に就任。全国に市民討議会を広める活動を展開している。

三鷹市におけるまちづくり ディスカッションの取り組み

三鷹市市民協働センター事務局長 清水 利昭



「まちづくりディスカッション」実施の経緯

三鷹市（東京都）においては、平成18（2006）年からドイツのプラヌンクスツェレを参考にした市民参加の手法として、住民基本台帳から無作為抽出した市民による話し合い「まちづくりディスカッション」を実施してきている。

このまちづくりディスカッションに先行して、三鷹市では早くから、市民の参加と協働を推進するための様々な取り組みを重ねてきている。

昭和50年代の「コミュニティ・カルテ」、昭和60年代の「まちづくりプラン」や「まちづくり懇談会」「長期計画案検討市民会議」「まちづくり研究所」などの取り組みを経て、平成に入ってから公園や学校の建て替えにおけるワークショップの実施など、三鷹市独自の工夫を加えた様々な市民参加を実施してきた。

平成11年からは2年間にわたり、基本構想・第3次基本計画策定に向けて、白紙からの市民参加として「みたか市民プラン21会議」が精力的な活動を行った。

こうした様々な市民の参加と協働の取り組みの経験の上に、さらなる新しい取り組みとして実施されたのが、まちづくりディスカッションである。

最初に実施された「みたかまちづくりディスカッション2006」（以下「ディスカッション2006」）では、それまでに取り組まれてきた様々な市民参加と協働の取り組みにおいても、なお参加のきっかけがなかった市民層にも、市政への参加を促し、その声を行政に届け、まちづくりに活かすとともに、この新しい市民参加の手法について評価・検証を行うことが目的であった。

このディスカッション2006では、テーマを「安全安心のまちづくり～子どもの安全安心～」と

し、2日間にわたって全4回の話し合いが行われ、地域社会・地域コミュニティの重要性、継続的・安定的に地域活動に参加できる仕組みづくりなどを内容とする市民からの提案があった。

このまちづくりディスカッションの実施によって、この手法の有効性が明らかになった。実際にディスカッション2006の企画・運営を担った実行委員会によるまちづくりディスカッションの有効性の評価は、次のとおりである。

- ①質の高い提案が期待できる。
- ②参加者の満足度が高い。
- ③まちづくりディスカッションをきっかけとして、市政への参加意識が高まる。
- ④参加を承諾してくれる市民が多い。

以上のような検証・評価が行われたことをうけて、三鷹市では、まちづくりディスカッションを市民参加の一手法として今後も4回実施しており（表参照）、また、毎回同様の評価がなされてきている。

実践を通じて築き上げてきた実施形式

これまでのまちづくりディスカッションの実践を通して、築き上げられてきた話し合いの方法やルールがある。これらは、公正さ、参加者の満足度確保、議論の円滑な進行を図るためのものである。

*市民で構成する実行委員会形式

まちづくりディスカッションでは、テーマの設定やプログラムの構成、当日の運営など、まちづくりディスカッションに関する企画・運営を市民で構成する実行委員会が担う（初期には市の職員も加わっていた）。

*話し合いのルール

まちづくりディスカッションでは、第1回目から、話し合いを円滑に進め、参加者全員が偏

まちづくりディスカッション概要

実施年(西暦)	テーマ	参加者数(人)
2006	安全安心のまちづくり	52
2007	第3次基本計画改定	49
2008	東京外かく環状道路計画	64～89
2011	第4次基本計画策定	98
2012	地域防災計画改定	50 (執筆時予定)

りなく発言できるよう、また、限られた時間内で結論を出すために、次のような6つのルールを設けている。

- ①会議の目的は結論を出すこと。何かを決めて終わるようにして、後戻りはしないようにする。
- ②出てきたアイデアが実現可能かどうかは考えないようにする。
- ③ひたすらアイデアを出す。
- ④相手の出したアイデアは否定しないで、お互いに褒め合う。
- ⑤参加したみなさん全員が発言できるようにお互いに配慮する。
- ⑥人の意見を聞いて、自分の意見が変わってもよい。

*コーディネーター（補助係）の関与の仕方

話し合いは、5人ずつ程度のグループに分かれて行うが、各グループにはコーディネーターを置き、話し合いで使用する筆記用具類を整えたり、求めに応じて話し合いの進行を手助けしたりする。いわばお世話係である。ただし、このコーディネーターは、決して話し合いには参加しないという鉄則を設けている。これは、話し合いの方向性をコーディネーターが誘導してしまわないようにするためである。

*市民意見の反映状況の公表

まちづくりディスカッションの結果提出された市民提案については、それを受けた市としての対応状況を丁寧に公表してきている。これによって、参加者である市民と行政とのキャッチ

ボールが成り立ち、お互いの信頼関係が築かれるものとする。

まちづくりディスカッションの特徴と今後の課題

まちづくりディスカッションには、第1回目の実施によって検証・評価された有効性のほかにも、いくつかの特徴がある。これは、私自身が耳にしている市民の意見でもあるが、①参加に当たっての事前準備や予備知識がなくても気軽に参加できること、②学識経験者などからの新しい情報・知識に触れる機会を得られること、③異世代間で親しく意見交換できること、④知り合いや仲間づくりのきっかけとなること、⑤市政に意見を反映させる手ごたえを実感できることなどが挙げられる。

肩書はずして、一個人としての意見を自由に述べるができる楽しさを強調する方もいる。また、参加者の声を聞いて、自分もぜひ無作為抽出で選ばれ、参加してみたいという市民もいる。

一方、今後この手法をさらに良いものにしていくための課題も存在する。これまで主に2日間というスケジュールで実施してきているが、不参加者あてに依頼したアンケートの回答には、2日間は長いという意見が見られる。限られた時間で効率的に話し合いを行う工夫をさらに検討する余地がある。

また、実施に向けては、多くの時間と労力を要する準備作業が必要であり、実行委員会のメンバーにかかる負担の軽減も課題である。

回を重ねるごとに、まちづくりディスカッション実施上の課題も、実践を踏まえて一つひとつ改善・解決され、手法としての磨きもかけられてきている。今後とも、さらに良いものとなるよう、市民とともに作りあげていきたい。

しみず としあき 平成4年、三鷹市入庁。平成12年に企画部企画経営室（当時）、平成17年に総務部職員課、平成21年に生活環境部コミュニティ文化課への人事異動を経て、平成23年からは三鷹市市民協働センターの指定管理者である特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク派遣となり、現職に。

討論型世論調査の意義と課題

駒澤大学法学部准教授 柳瀬 昇



討論型世論調査の構造

討論型世論調査（deliberative poll）とは、通常の世論調査とは異なり、人々の直感的な意見を調査するものではなく、情報に基づき熟考し議論を経て形成された討議的な意見を調査しようとするものである。これは、スタンフォード大学教授のフィシュキン（James S. Fishkin）によって考案され、1994年に英国で最初の実験が行われて以降、すでに18年以上の歴史をもち、27以上の国・地域で、40回以上行われている。

討論型世論調査は、通常の世論調査と討論フォーラムの2つから構成される。

まず、母集団（例えば、国全体を対象とする討論型世論調査であれば、国民全員）を無作為抽出して（例えば、全国の有権者3,000人を対象として）、議題となる政策課題について世論調査を行う。次に、この調査の回答者から、討論フォーラムの参加者を（例えば、300人を）選定する。一般的なワークショップなどとは異なり参加者を公募せず、無作為抽出を基本として参加者を募るため、いわゆる市民運動等に積極的に参画しようとする市民層ではない、ごく一般的な人々（いわゆるサイレント・マジョリティ）の意見を調査できる点に注目してほしい。

討論フォーラムの参加者には、議題について簡潔にまとめた資料を事前に送付し、あらかじめ読んでおくよう求める。この資料は、内容の妥当性や公平性を担保するため、異なる立場の複数の専門家から助言を受けて制作される。

討論フォーラムは、週末、参加者に対して1カ所の会場への参集を求め、実施する。ここでは、最初に、議題についての討論前のアンケート調査を行う。続いて、参加者は、調査の趣旨を理解し十分に訓練されたモデレータの司会の

下で、15人程度の小グループに分かれて議論を行う（小グループ討論）。その後、専門家に対して、参加者が質疑する場を設ける（全体会議）。この小グループ討論と全体会議を複数回繰り返したうえで、最後に、討論前と同様のアンケート調査を実施する。最初の世論調査から討論後アンケート調査までの参加者の意見の変化からは、情報獲得や討論が参加者の意見形成へ与える影響を分析することができる。

なお、利害関係者その他議題に強い関心をする者のみの参加、あるいは無償で利他的な活動を積極的に行おうという意思のある社会的富裕層のみの参加としないため、参加者には、交通費や謝礼が支払われるほか、討論フォーラム期間中の食事や宿泊の手配なども、主催者側で負担することとしている。

これまでの実践

諸外国で行われた討論型世論調査でのテーマはさまざまであるが、一般に、広く公共政策に関する問題のうち、論争的なものが扱われている。例えば、治安と犯罪（英国）、エネルギー政策（米国テキサス州）、地域経済（米国コネチカット州）、イラク開戦（米国）、ロマ民族対策（ハンガリー、ブルガリア）、移民政策（イタリア）などが扱われてきた。また、総選挙（英国）や大統領選挙（米国）の直前に行われたこともあり、首相や大統領の候補者が、全体会議で参加者からの質疑に応答した。共和制移行（オーストラリア）や通貨統合（デンマーク）などのように、国民投票で政策の採否を決する際に、それに先駆けて行われたこともある。ヨーロッパの未来（EU全域）のように、国境を越える討論が試みられたこともある。

わが国では、スタンフォード大学の研究者が

グループが公認した討論型世論調査だけでも、これまでに6回実施されている。わが国初の討論型世論調査は、神奈川県自治総合研究センター（当時）と東京工業大学坂野達郎研究室が、道州制を議題として2009年12月に実施した。2010年1月と8月には、藤沢市経営企画課と慶應義塾大学曾根泰教研究室が、藤沢市の現状と今後をめぐる討論型世論調査を行い、その結果は藤沢市の新総合計画（基本構想）の策定の参考とされた。

これらは、参加者を市単位で集め1日に短縮した簡略版であったが、2011年5月には、わが国初のフル・スケールの討論型世論調査が実現した。曾根教授がセンター長を、筆者が事務局長を務める慶應義塾大学DP研究センターが、科学研究費補助金による助成を受けて、公的年金制度のあり方を議題として、週末の3日間、日本全国から参加者を集めた調査を開催した。北海道から沖縄までのさまざまな世代の方々の参加を得ることができた。

2011年11月には、北海道大学の杉山滋郎教授と三上直之准教授らによるグループが、札幌市民を対象に、BSEの全頭検査問題を契機として、食の安全・安心を議題とする討論型世論調査を実施した。筆者も実行委員を務めたが、科学技術の問題を対象とした初めての調査として大きな意義があったと考えている。

2012年8月、曾根教授、上智大学の柳下正治教授、筆者らは、わが国のエネルギー・環境政策をめぐる、日本国民を対象とする1泊2日の討論型世論調査を実施した。政府が国の重要な政策を決定する際に参考とするものと位置づけられた調査としては、世界初のものである。

討論型世論調査の意義と課題

討論型世論調査の主唱者フィッシュキンの問題関心は、次のとおりである。人々は、日々の生活に忙しく、公共的な問題について十分な情報を持ち合わせておらず、意見や態度を決めかねる状態にあることが多い。世論調査で意見を求められても、自分の意見を述べているつもりでいながら、実は思いつきで発言していたり、報

道機関等によって影響されていたりする。また、他者と議論することがあるとしても、自分と似た背景や見解を有する者を相手とすることが多く、異なる立場の人たちと議論することは少ない。そこで、十分な情報に基づき多様な他者と議論を経れば、個人の意見はどのように変わっていくかを探求しようとする中で誕生したのが、討論型世論調査である。また、自由かつ平等な議論を参加者に保障する観点から、討論型世論調査では、合意形成は求められない（あくまで、議題となる公共政策の問題に対する個人の熟考された意見を集計するにすぎない）。

もっとも、参加者に与える情報が公平でなければ、得られる結果も歪められたものになってしまうため、実施主体は、議題の取扱いに慎重にならなければならない。また、たとえ簡略版であるとしても、討論型世論調査の実施には、相当な労力と費用がかかる。

代議制民主主義を採用するわが国憲法の下では、議会は、本来的に討議を行う場として設計されている。一方、無作為抽出により選定された参加者による討論フォーラムは、いわば社会の縮図（microcosm）であり、そこで十分な情報に基づく議論を経て形成された意見は、世論調査や国民投票で示されるような、討議を経ない人々の直感的な意見よりも、公共政策を設計するうえで参考に値するものであるといえよう。

とはいえ、討論型世論調査の参加者は、憲法上、正統性を付与された法的な代表ではない。法的な代表は公正な選挙で選ばれた議員である。公共政策の決定権を有する議員が政策決定の責任を放棄することは、民主政治の正しいあり方とはいえない。討論型世論調査は、政策決定に直結させるべきではなく、あくまで政策決定の参考とするにとどめるべきであろう。

やなせ のぼる 1977年生まれ。慶應義塾大学法学部卒業、同大学大学院修士課程修了、博士課程単位取得退学。修士（法学）、博士（政策・メディア）。信州大学講師、准教授を経て、2010年より現職。専攻は、憲法学。主な著書に、『裁判員制度の立法学』（日本評論社、2009年）。

市民議会を用いた討議デモクラシーの実践 カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)の試み

前バンクーバー総領事館専門調査員 岡田 健太郎

II 「普通の市民」による選挙制度改革

ブリティッシュ・コロンビア州(以下「BC州」、人口約430万人)選挙制度改革市民議会のユニークさは、討議デモクラシーと直接民主主義という2つの手法を併用したハイブリッド構造にある。すなわち、無作為抽出手法をベースに選ばれた「普通の市民」が、まず市民議会というミニ・パブリックスにつどって討議し、その結論があらためて州民投票にかけられるという段階的複合構造となっている点がきわめて特徴的である。斬新な制度設計もあってか、市民議会を用いた選挙制度改革という試みは、その後もカナダのみならず世界各国から注目を集めている。

「政治家が従わなければならないルールを市民がつくる」。市民議会の設置に尽力したゴードン・キャンベル州首相はこのように述べ、職業政治家や既成政党ではなく、あくまでも「普通の市民」が主人公となることの意義を繰り返し強調していた。

では具体的に「普通の市民」はどのようにルールづくりを成し遂げようとしたのか。本稿では歴史的経緯を振り返りつつ、この試みについて紹介することとしたい。

II 市民議会にいたる歴史的背景

市民議会設置の直接的な原因は、1996年に行われた州議会議員選挙にさかのぼる。この選挙では終始、与党新民主党的の劣勢が伝えられており、実際政党別得票数も、野党自由党が3万7,000票あまり上回った。ところが獲得議席数では逆に自由党が6議席下回る結果となり、結局新民主党政権が継続することになった。この結果は「間違い選挙」と呼ばれ、現行の小選挙区制への疑問が自由党関係者のみならず、ひろく州民からも呈されることになった。

その後、自由党は次期州議会議員選挙に向けての公約に、選挙制度改革に関する市民議会を

設置することを掲げ、そのメンバーは陪審員選出手法に準じた方法によって選出されること、そこで得られた結論は州民投票にかけて確定されることなどを盛り込んだ。そして捲土重来を期して臨んだ2001年州議会議員選挙において、自由党は全79議席中77議席を得て圧勝し、市民議会の設置が現実のものとなった。

II メンバーの選出

市民議会のメンバーは、州議会の全79選挙区から男女1人ずつ、総勢158人が選ばれることとなった。州選挙管理委員会が保有する有権者名簿からまず選挙区ごとに男女100人ずつの計200人、州全体では1万5,800人がコンピュータによる無作為抽出手法によって選出され、それぞれに市民議会参加の意思を問う手紙が送付された。

名簿の不備や返信率の低さから、最終的には合計2万6,500人に3次にわたって手紙が送られ、選挙区ごとのタウンミーティングを経て、合計158人が選任された。またBC州の政治的事情から、あらたに先住民出身者が男女1人ずつ加えられ、メンバーは総勢160人となった。

これらのメンバーとは別に、投票権を持たないモデレーター役の議長がすでに選任されており、議長によって学識経験者を含む事務局の陣容も整えられていた。

なお、メンバー選出にあたっては、政治に直接かかわったことのある人々はメンバーに適さないとしてあらかじめ排除されていた。これは職業政治家や既成政党への不信、BC州の政治文化とされる反政治エリート・ポピュリズムを反映したものであるとされ、その結果、やや理念先行と思えるほどに、「普通の市民」による選挙制度改革が追求されることとなった。

II 市民議会の活動

市民議会のプロセスは大きく3段階に分かれる。メンバー選出プロセス(03年8～12月)に

続いて、①学習プロセス（04年1～3月）、②公聴会プロセス（5～6月）、③討議プロセス（9～12月）が行われ、その結果は翌年05年5月に行われる予定の州議会議員選挙にあわせて、州民投票にかけられることとなっていた。州民投票の可決条件は、(a) 投票総数の60%以上の賛成票と (b) 全79選挙区のうち60%以上の選挙区（48選挙区以上）で賛成票が過半数を超えることの2つが必要とされた（「スーパー・マジョリティ」条件）。

学習プロセスと討議プロセスは、全体講義・討論と少人数討論を織り交ぜたゼミ形式で行われ、双方のプロセスともに、隔週週末の土日を利用してそれぞれ合計6回行われた。事務局は、学識経験者らが中心となって学習・討論についての詳細なプログラムを開発しており、それに沿って学習と討論が進んだ。特に学習プロセスは、「比較選挙制度分析」総論とでも名づけたくなるような、まるで大学院セミナーのような構成だった。

キャンベル州首相をはじめとする州政府首脳は市民議会の運営にさいして、特に「公聴会での聴取や意見書の受付けを通じて、州民と十分な対話を行うこと」を求めていた。そのため公聴会プロセスの活動が重視され、公聴会が州内50カ所で2カ月にわたって開催された。

公聴会は、メンバーが中心となって運営され、平日夜か週末に平均して3時間程度開催された。プレゼンテーション時間は1人につき原則10分で、その後10分の質疑応答がなされた。公聴会は一般に公開されたが、それだけではなく傍聴していた人々も質疑に参加するとともに、飛び入りでプレゼンテーションを行うこともできた。市民が意見表明する手段として公聴会以外にもうひとつ、市民議会に対して意見書を提出することもでき、締め切りまでに1,669通が提出された。

なお、徹底した情報公開は市民議会の大きな特徴であり、メンバーが自由に討論することができるオンラインチャットシステムでの議論以外の情報は、市民議会全体会合の動画、学習プロセスで使われた教材、公聴会の要旨、意見書などすべてホームページ上で公開された。

最終段階である討議プロセスは、事務局が用意した行程表に従って進められた。あらたな選挙制度案として「MMP（小選挙区比例代表連用制）」と「STV（単記移議式投票）」の二つが検討されることになり、討議を経て、最後に多数決によって後者が採択された。

II ポスト市民議会のカナダ・デモクラシー

市民議会閉幕から半年後、05年5月に行われた州民投票では、州内全79選挙区のうち77で賛成票が過半数を超えたものの、州全体での賛成票の割合が57.69%にとどまり、わずかな差で否決された。これについては、市民議会閉幕後、州民投票まで時間があきすぎたため州民の関心を維持できなかったとの批判や、提示された選挙制度の仕組みが州民にとってややわかりにくい印象を与えたのではないかという議論など、さまざまな角度から検証がなされている。

カナダではほぼ時を同じくして、オンタリオ州（人口約1270万人）、プリンス・エドワード島州（人口約14万人）、ニューブランズウィック州（人口約75万人）において選挙制度改革が試みられたが、その際BC州の経験は、これらの改革に影響を与えることとなった。特にオンタリオ州の場合は、BC州と同じく州民投票で否決されてしまったものの、BC州で使われた市民議会方式による改革案作りが行われたことが特徴的である。ちなみに同州市民議会では討議の結果MMPが採択されており、それぞれで異なる結論に至った経緯を考察することも、討議デモクラシーの仕組みを考える上で示唆に富むだろう。

BC州市民議会の試みは、具体的な成果という意味では失敗に終わった。しかしこの試みそのものの評価は、その影響力や、カナダ政治のその後の質的な変化をも踏まえた上でなされる必要があるというのが、現時点での筆者の考えである。

おかだ けんたろう 1976年生まれ。東京大学法学部卒業後、同大学院、ブリティッシュ・コロンビア大学、トロント大学で学ぶ。日本学術振興会特別研究員を経て、2011年8月までバンクーバー総領事館専門調査員。専門はカナダ政治、比較政治。主な著書に『討議デモクラシーの挑戦』（共著、岩波書店、2012年）、『連邦制入門』（共訳、関西学院大学出版会、2010年）など。

情報 フラッシュ

知事選挙での啓発

①鹿児島県知事選で「学生投票率100%をめざす会」が活躍！

鹿児島県で若者の投票率向上を目指して活動している若者啓発グループ「学生投票率100%をめざす会」(以下、STEP)は、7月8日の知事選挙に際し、若者への投票参加を呼びけるため、次のような取り組みを行いました。

啓発ポスターの作成

若者のスナップ写真30枚を並べ、「みんなで投票いってみよ?」などのキャッチコピーを添えた啓発ポスターを作成しました。

同じ若者目線で訴えられるように、スナップ写真の撮影、キャッチコピーの考案などSTEPのメンバーで行いました。ポスターは県内の大学や専門学校などに掲示しました。

啓発イベント「選挙フェスタ」

7月1日、13時から鹿児島中央駅前の広場で「選挙フェスタ」を行いました。



フェスタでは、模擬投票コーナーを設け、ご当地ヒーロー「薩摩剣士隼人」のキャラクターを候補者に見立てた「ぼっけもん人気投票」が行われました。STEPのメンバーはスタッフとして、模擬投票の受付係などを務めました。

当日は、ラジオ局の公開録音も行われ、来場者へのインタビューなどが後日、放送されました。

投票参加の呼びかけ

7月3日、STEPのメンバーが通う、鹿児島大学や鹿児島純心女子大学で、昼休みの時間を利用して啓発資材を配布し、投票参加を呼びかけました。投票日前日には、鹿児島市内のショッピングセンターで県選管職員、県明推協委員、本年度の新規採用職員とともに、啓発資材を配布し、投票参加を呼びかけました。

②山口県知事選での啓発

山口県選管と明推協は、7月29日の知事選挙に際し、次のような取り組みを行いました。

「めいすいくんスマイル隊」

山口県のご当地めいすいくんとして、平成22年の参院選の際に誕生した「めいすいくんスマイル隊(ふぐめいすいくん、夏みかんめいすいくん、錦帯橋めいすいくんの3体のめいすいくん)」。今回の知事選挙でも引き続き選挙啓発キャラクターとして任命され、各地でのイベントやCM動画に出演しました。任命式ではダンスも披露しました。



特設サイトの開設

めいすいくんのカラーをメインカラーとした、ポップなイメージの特設サイトを開設しました。同サイトでは、選挙公報、期日前投票所の案内、CM動画や「めいすいくんスマイル隊」の活動情報などが掲載されました。



街頭啓発

7月21日に下関市で22日に下松市で啓発イベントを、投票日前日の28日に



は、宇部市の花火大会会場周辺で投票参加の呼びかけを行いました。「めいすいくんスマイル隊」が参加したほか、今回の選挙が初めての投票となる地元大学の学生がお手伝いとして参加し、投票参加を呼びかけました。

埼玉県選挙カレッジが発足

埼玉県選管では、3月に発表した「投票率向上のための調査報告書」を踏まえ、若年層の低投票率の改善を図ることを目的に、大学生の選挙啓発活動への参画を推進する取り組みとして「埼玉県選挙カレッジ」を実施することとしました。



県内の大学に呼びかけ、選挙カレッジへの参加者を募集し、5月30日に11名の大学生を選挙カレッジ実習生(以下、カレッジ生)として任命しました。

カレッジ生は6月から来年3月まで、選挙啓発出前講座の企画・実施や選挙啓発冊子の作成などに携わることをとしています。

6月30日に第1回定例会が埼玉県庁で行われました。まず、選管職員から選挙の基礎知識や議会の仕組みについての話がありました。固くなりがちな内容ですが、わかりやすく例を挙げながら話されたため、カレッジ生も熱心に聴いていました。その後、本年度の選挙啓発冊子の作成について話し合いました。昨年度、新成人向けに制作した冊子を題材に、その内容、対象者の範囲、規格などについて検討しました。「年齢別投票率を掲載することは、若者にとってはネガティブな情報ではないか、もっとポジティブな情報を掲載すべき」などの意見が多数出されました。次回の定例会でも、引き続き話し合うこととしています。

「選挙なるほど教室」の実施

横須賀市選管と明推協では、毎年、夏休みを利用して、市内の小学校の6年生を対象に明るい選挙標語の募集を行っています。

今年度は、選挙の意義や大切さを理解してもらい、選挙標語作成をより効果的なものにするために、初めての試みとして、



7月4日と19日に市内の小学校2校で「選挙なるほど教室」を実施しました。

選挙なるほど教室では、選挙がいかに大切か、といった話や、本物の記載台、投票箱を使用した模擬投票を行いました。

「横須賀市キャラクター選挙」と題して行った模擬投票は、横須賀市のゆるキャラ4体を候補者に見立てて、事前にオリジナルの選挙公報や投票所入場券などを配付し、投票所内にポスター掲示場を設けるなど、実際の選挙と同様の雰囲気の中で、投票をしました。

児童からは、「選挙はよくわからないものだったけど、体験して一連の流れがよくわかった」などの感想を聴くことができました。

子育て支援NPOのイベントに参加

練馬区選管では、6月23日、子育て支援活動を行っている区内のNPO「保育サービスぽてと」が主催する「第6回ぽてとまつり」に参加し、初めて子育て世代を対象とした啓発を行いました。



当日は、多数の来場者を迎え、着ぐるみのめいすいくんの他、手作りの「めいすいくん帽子」やボディペイントを自らに施した選管職員が、子どもたちを集めながら、一緒にいる親御さんに、期日前投票や不在者投票の制度についての説明や、クイズを行いました。

その他、イベント全体のアンケートを書いてもらうため、本物の投票記載台を設置し、投票箱にアンケート用紙を投函してもらうなど、ユニークな方法で「選挙」をPRしました。

オーストラリアの政治教育

東京学芸大学国際教育センター准教授 見世 千賀子

政治教育のねらい

前回ご紹介したように、オーストラリアのシティズンシップ教育は、極めて幅広い概念となっており、政治教育、歴史教育、異文化理解教育、価値教育、環境教育など、多岐にわたる内容に関わるものとなっています。今回は、重要な要素の一つである、政治教育（political education）について、全体的な動向を見てみたいと思います。

一般にオーストラリアの公教育を通して、フォーマルな形で教えられる政治教育のねらいは、政治制度、オーストラリアの政治史、ナショナルアイデンティティ、オーストラリア憲法、市民の権利と義務（人権、社会権、政治的権利を含む）、投票と選挙制度、法の統治と法制度などのような社会の重要な側面について、生徒に理解させることにあります。

政治教育は、「民主的シティズンシップのための教育」であるともいわれています。民主主義の中で市民となるための準備をする教育というわけです。

オーストラリアが連邦を結成してから初期のころは、国家建設、政治的凝集性、ナショナルアイデンティティ、民主主義の構築という至上命令のために、公民教育（civic education）が、学校のカリキュラムの重要な構成要素となっていました。しかし、第二次世界大戦後、1960年代の終わりまでに、公民教育は、徐々に学校から消えていきました。

その後、1990年前後から、若者の政治的無関心への危惧を背景に、再び公民教育やシティズンシップ教育に注目が集まるようになったことは、前回ご紹介したとおりです。特に、連邦政府の「デモクラシー発見」プロジェクトでは、多くの教材が開発され、民主主義を理解し参加

するための政治教育が実施されることが期待されました。

学校カリキュラムにおける政治教育の位置と内容

しかしながら、現在でも、政治教育は、オーストラリアの学校教育の中で、独立した教科として教えられることは、ほとんどありません。後期中等教育段階（11、12年生）に、選択科目として、存在するのみです。例えば、ビクトリア州では政治学習、西オーストラリア州では法・政治学習という科目があります。

しかし、実際に学校カリキュラムに関連して政治教育に言及すること自体、教師や生徒、保護者にとってあまり馴染みのないことだといわれています。政治教育とは、政党に関する教育だと容易に誤解されることがあり、関係者も政治教育という言葉の使用を控える傾向にあるそうです。実際に授業では、政党の考え方を教えることはなく、社会的課題をさまざまな視点から見ることで多様な考え方を学びます。

義務教育にあたる初等教育と前期中等教育（10年生まで）のカリキュラムでは、日本の社会科のような学習領域、「社会と環境学習」SOSE（Study of Society and Environment）や「人間社会とその環境」HSIE（Human Society and Its Environment）に、政治教育の内容が含まれています。

州のカリキュラム文書によれば、初等教育は5・6年生で、オーストラリアの政治制度、議会、デモクラシーに関する基礎的事項について学ぶようになっています。



マレー・プリント シドニー大学教授

す。前期中等教育では、9・10年生で、オーストラリアの政治制度、議会、政治史、国際的政治課題の学習が指示されています。

公民教育について研究し、ナショナルカリキュラムにおけるシティズンシップ教育の専門家アドバイスグループの座長でもある、シドニー大学マレー・プリント教授がカリキュラム文書を分析した研究によれば、前期中等教育でSOSE/HSIEを通して学ぶ内容の取り扱いには差があり、重要だと考えられているのは、政治制度、ナショナルアイデンティティ、民主的価値に関することです。政治史、権利と責任、メディア、法の統治については、ある程度重要、投票制度、市民社会、政府－景気関係については、重要ではない、憲法、政党、法制度については、あまり重要ではない、と捉えられているとの結果が出されています。

後期中等段階、すなわち学校教育最後の2年間は、中等教育修了資格の取得に向けて、幅広い科目の中から、生徒は学習内容の選択ができます。中等教育学校を卒業する前に生徒は18歳となり、選挙で投票できるようになります。

オーストラリアでは、投票は義務です。しかし、政治教育に関する科目の学習は、義務とはなっていないのです。最終学年の生徒のうち、投票に向けた適切な準備ができていると感じている者は、50%しかいないとの調査結果もあります。

他方で、生徒は、学校におけるインフォーマルなカリキュラムを通して、政治的内容について学んでいる場合もあります。例えば、学校の自治への参加（スクールカウンシルへの生徒代表としての参加を通じた学校経営への参画）、生徒代表選挙での投票、ボランティア活動、チャリティのための募金活動、クラブへの参加等です。学校での選挙に参加した生徒が、将来市民社会により一層参加しようとしているという研究結果もあります。

プリント教授は、こうした活動へ生徒が参加すること、すなわちインフォーマルなカリキュラムが効果的な政治教育に貢献しうる可能性を示唆し、今後の研究の必要性を述べています。



シティズンシップ教育に関する教材

政治教育の課題

前回も少し紹介しましたが、連邦政府は、2004年から6年生と10年生を対象に、シビックスとシティズンシップに関する評価テスト（ナショナルアセスメントプログラム）を行っています。2004、2007、2010年に実施されたテスト結果では、近年は改善されつつあるものの、生徒の学習成果（知識・理解）は、専門家によって、期待されるレベルにまで達していないとの評価が下されています。

プリント教授は、世界でも有数の多民族国家であり、投票が義務であるにもかかわらず、オーストラリアの政治教育は総じて問題状況にあると言います。その要因として、プリント教授からは、実際の学校カリキュラムに政治教育の内容が統合されておらず、ほとんどかあるいはまったく教えられていない場合があること、教師に政治教育の重要性が認識されていないこと、学校カリキュラムの中に政治教育が科目として存在しておらず、一部の教師しかそれに関わっていないこと、学校でインフォーマルなカリキュラムがフォーマルなカリキュラムとともに、政治教育の総合的なアプローチを提供するようなものとして統合されていないこと、などが指摘されています。

以上のように、今回は、政治教育の課題の多い状況を示す結果になってしまいましたが、さまざまな新しい取り組みも行われています。

次回は、議事堂を中心とする教育プログラムについて紹介したいと思います。



不正行為の現状

創価大学文学部教授 季武 嘉也

はじめに

一般的に選挙違反には2種類ある。ひとつは不正行為で、もうひとつは不法行為である。不正行為とは社会通念上や道徳的に正しくない行為で実質犯ともいわれる。簡単にいえば、買収や脅迫など古今東西を問わず悪と見なされ、法律上でも違法とされる場合が多い。いっぽう不法行為とは、道徳的には悪いわけではないが、法律的に違反している行為で形式犯ともいわれる。たとえば、選挙事務所の数や選挙カーの台数は、道徳的な善悪という基準ではなく、別の事情によって数が規制されている。しかし、それに違反すればもちろん罰せられる。

今回からは、主として2009～2011年に新聞などで取り上げられた違反事件を素材に、現代選挙違反事情を探ってみようと思う。この第2回では、この中から不正行為を取り上げることにする。

日本で衆議院総選挙が始まったのは1890（明治23）年であったが、それから8年後に弁護士岸清一（現在では東京渋谷の岸記念体育会館として名を遺している）が『選挙弊害論』という本を刊行した。岸は其中で不正行為を、「選挙の純潔」を犯す行為、「選挙の自由」を犯す行為、そして「選挙の真正」を犯す行為の3つに分類している。なかなか文学的かつ的確な表現で現在でも通用するので、以下これに沿ってみたい。

「選挙の純潔」を犯す行為

「国政は、国民の厳粛な信託による」と日本国憲法前文で謳われているように、投票は良心に基づいた「厳粛」な行為である。それに背き

私的利益を図ろうとすることが「選挙の純潔」を犯す行為であり、具体的には金銭・物品を授受する買収や、飲食物を提供する供応などが該当する。これは大量の得票が期待できる古典的な選挙違反であり、直近の第45回総選挙でも全検挙人数295名中の183名、約7割と今でも圧倒的に多い。しかし、1986年第38回総選挙までは1万人を超しており、この20～30年で大きく様変わりした。

減少の要因は、件数の減少はもちろんのこと、大型の買収がなくなったことである。以前は、個人後援会・地域共同体・企業など組織ぐるみの違反が多かった。また、品名でいえば二級酒・焼酎・タオル・石けん・靴下・割烹着など、安価な食料・日用品が多かった。つまり、応援する見かえりに、ちょっとした手土産をもらうのは当然という贈答意識、「赤信号みんなで渡れば怖くない」という集団意識から、有権者は強い罪悪感を持たずに買収に応じていた。しかし、現在では啓発活動の効果や社会意識の変化によって組織的犯罪は姿を消した。ただし、いくつかの点で好ましくない傾向も現れている。

第1は、1人当たりの買収額が上昇し、また品物もビール券・商品券・洗剤セットなど相変わらず食料・日用品ではあるが、少し高級となっている点である。

第2は、一般投票者を買収する投票買収に替わり、選挙運動者に対し謝礼を払う運動買収が目立つようになっていることである。通常、選挙運動に「従事する者」（事務所で事務をする者、選挙カーの運転手・ウグイス嬢など）や演説会場の設営をする「労務者」には報酬を支払えるが、自分への投票を他人に依頼した者に報酬を払うことは買収となる。たとえば、多数有権者

に電話で投票を依頼する電話作戦は、ボランティアでなければならない。この運動買収の場合は、概して買収額が高額になるようである。

第3に、有権者への利益供与は選挙運動期間中ならば買収だが、期間外でも寄付行為として違反となる。特に1990年の法改正によって厳格化が図られてからは、中元・歳暮、お祭りへの寄付はもちろん、結婚式のご祝儀や葬儀の香典も基本的には違反となり（議員が自ら出席した場合は、違反とはなるが罰則はない）、このためか、今でも多くの違反が見受けられる。最近の例では、コーヒーセット・ゼリー詰合せ・鰻蒲焼きの配布、集会の際の弁当（茶菓子程度の提供は社会通念上許されるようである）、県民手帳やカレンダーの配布、母校運動部への必要以上の寄付、などがあった。この他、新盆での答礼や、議員同士での選挙陣中見舞いなど、相互にすることが習慣となっている場合でも寄付行為に該当する。これらの中には地域の慣習の中で活動する地方議員には異論があるものもあるが、有権者に公職選挙法の趣旨を理解してもらうよう努力するしかないであろう。

ただし、県会議員が政務調査費で寄付行為をするケースがあったが、これは公費の性格からして許されることなく、早急に是正されるべきであろう。

「自由」と「真正」を犯す行為

「選挙の自由」を犯す行為とは、公務員が職権を乱用して選挙活動や投票を妨害したり、一般人でも利益誘導・脅迫・暴力によって同様の妨害をすることである。警察官や壮士による選挙干渉が華やかだった明治時代ではよくみられたが、やり方が露骨で荒っぽいだけに、治安が向上するに従ってその後は大幅に減少した。しかし、今でもなくなったわけではない。

この犯罪には、おおむね2つの方向がある。

第1は悪意がないと思われるもの。つまり、酔って演説中の候補者や女性運動員に対し暴行したり、選挙ポスターをはがしたりすることである。これに対しては、とりたてて有効な対策はないようである。

問題は第2の悪意のあるもので、この場合は、非常に重大な結果を引き起こす可能性がある。2010年12月、茨城県で選挙事務所に保冷車が突っ込み、制止しようとした候補者のおじが死亡するという、ショッキングな出来事は今でも記憶に新しい。この他、当選した市長が敵陣営を支援した建設会社をその後の発注工事の指名から外したり、役所の上司が部下に特定候補の選挙用ハガキの宛名書きをさせたり（公務員の地位利用）などの例も、これに含めることができよう。またポスターをはがしも組織的に行えば、当然厳罰に値する。

最後に、「選挙の真正」を犯す行為について。投票用紙を偽造する、他人を装って投票するなど投票行為そのものに関わる不正で、後発国ではよく行われ、明治の日本でもしばしば見られたが、その後著しく減少した。方法自体が幼稚で見破られやすく、たとえ成功しても獲得できる票数は僅かなので効率が悪い。筆者はすでに消滅したのかと思っていたが、最近増加しているのは意外であった。

期日前投票と、投票所入場券を持参した投票日での投票の二重投票、投票用紙を持ち帰り別の投票所で二票投票する別場所投票、親族などの投票所入場券を詐取しての別人投票、居住実態がないのに住民票を移す住所詐称、あるいはポスター・選挙公報などにおける経歴や支持者名の虚偽記載などがこれに該当する。

このほか、特別老人養護ホームや障害者施設を舞台として、最近にわかに増加したものがあるが、これについては連載の4回目に譲ることにする。

小型化だが悪質化

現代選挙は、世論調査方法の発達で投票動向の分析が精緻となり、選挙活動も効率化されて接戦が多くなっている。また、増大する無党派層の奪い合いも激しくなっている。

このため一票の重みは今までになく増したが、同時にその一票を得ようとする、小型だが悪質な選挙違反が目立つようになっているといえよう。



欧州債務危機の発端となったギリシャで6月17日、緊縮財政政策の是非を問う総選挙の再投票が行われ、旧与党として緊縮策を進めてきた新民主主義党(ND)が第1党となり、旧与党のギリシャ社会主義運動(PASOK)に新しく民主左派を加えた連立政権が誕生しました。

再選挙

総選挙(定数300)は、2013年の任期満了を待たずに、緊縮策の是非を国民に問うため、4月に国会が解散されたことから行われました。最初の投票は5月6日に行われましたが、結果は、第1党であったPASOKが119議席減らして惨敗(41議席)。NDは108議席を得て第1党に躍進しましたが、両党合わせた議席は過半数に届きませんでした。NDから離党した議員で結成された新党の独立ギリシャ人が33議席、極右政党の「黄金の夜明け」が21議席を獲得して国会に初進出したほか、2010年に結成された民主左派が19議席を獲得しました。投票率は約65%でした。

このように旧与党の2党で過半数を確保できなかったため、新たな連立の枠組みを模索することとなりました。憲法規定により、パプリアス大統領が第1党のNDに組閣を命じましたが失敗、第2党の急進左派連合(SYRIZA)、第3党のPASOK、いずれも組閣できず(期限はそれぞれ3日以内)、6月17日に再選挙が行われました。

再選挙では、NDが129議席、PASOKは33議席を獲得して、両党の議席合計は過半数を超えました。終盤までNDと第1党を競った反緊縮派の急先鋒SYRIZAは71議席を獲得して第2党となりました。SYRIZAは、不況の直撃を受

けた都市部や失業率が5割に達する若者の票を集め、5月の選挙からさらに19議席を上積みしました。しかし、SYRIZAが政権を握ればユーロ離脱につながり、一層の混乱を招く

とのNDなどの主張が地方や高齢者に浸透し、今回の投票結果につながったと見られています。再選挙の投票率は約62%。

6月末にはND、PASOKに民主左派を加えた連立政権(179議席)が成立し、首相にはNDのサマラス党首が就任しました。PASOKと民主左派は、ともに閣僚を出さない閣外協力にとどまっています。

選挙制度

ギリシャ議会は1院制(任期4年)で、選挙は比例代表制で行われます。選挙権は18歳以上。

定数300議席中238は56選挙区(定数1～42)に割り振られ、選挙区単位に作成された政党名簿に投票する非拘束名簿式比例代表制で行われます。投票した政党名簿に搭載されている候補者への優先投票が可能です。投票できる候補者数は1名が標準ですが、選挙区によっては2～5名の候補者に連記投票することができます。各選挙区の政党名簿の優先投票順に候補者が当選します(定数1の選挙区は投票が最多の候補者が当選)。

12議席は全国区の拘束名簿式で投票が行われ、政党の得票率に応じ配分されます。

安定政権を樹立しやすい環境をつくるため、残り50議席は第1党に「ボーナス」として上乘せされます。また、得票率3%未満の政党には議席が与えられません。この結果、再選挙におけるNDの得票率は29.7%でしたが、議席数は43.0%となりました。このように、小党の乱立を防ぎ大政党に有利な議席配分を行っているギリシャの選挙制度を、「強化された比例代表制」と呼んでいます。

党派別獲得議席数

党 派	議席数	
	5月	6月
ND	108	129
SYRIZA	52	71
PASOK	41	33
独立ギリシャ人	33	20
黄金の夜明け	21	18
民主左派	19	17
ギリシャ共産党	26	12
合計	300	300

*アミカは与党

早わかり『政治学』

連載にあたって

東京大学大学院法学政治学研究科教授

川出 良枝

東京大学大学院法学政治学研究科教授

谷口 将紀

政治学は、あまりなじみのない学問だというイメージをもたれがちです。政治家や公務員になろうとするならいざしらず、自分には無縁な世界だと、敬して遠ざけられることすらあります。

だが、それは本当でしょうか。実は、政治学の概念、政治学の考え方にふれる機会は、社会保障、学校教育、納税、選挙など日常生活で出会う場面はもちろん、案外身近なところにあります。中学校・高等学校の教科書（公民、現代社会、政治経済）をめくってみると、民主政治の原理、議会や政党、マスメディアや経済政策、福祉の仕組み、国際関係、さらには現代社会の抱える諸問題など、そこには「政治学」とは銘打たれてこそいないものの、実は政治学にとっての基礎的な道具と知識が既にかんがりの程度紹介されているのです。なるほど教科書とは、ただひたすら暗記するもの、ひとたび試験にパスして卒業しさえすれば、後はサッパリ忘れるものという扱いをうけることも少なくありません。

しかし、それではあまりにも惜しい。中学・高校で学んだ材料を手がかりにして、それを無理なく発展させる形で政治学を学ぶことができるか——こうした関心から、今回私たちは、大学1年生、政治学を必ずしも専門としない学部生・大学院生、そして社会に出て経験を積んだ後に改めて政治の仕組みを勉強し直したい大人の読者に向けて、小さな教科書（川出良枝・谷口将紀編『政治学』東京大学出版会）を上梓しました。この連載では、出版社の快諾を得て、同書を基にして政治学のエッセンスを11回にわたって11人の執筆者が紹介します。これだけで政治学が完璧にわかる、というのはさすがに言い過ぎになりますが、連載を通読いただくことによって、あたかも展望台に上って「あれが○○山」「そこは△△川」「ここまで歩いてきた道は

あそこ」「これから進むのはあちら」と辺りを見晴らすように、現代政治に対する明快な見通しを得ることができる、簡潔ながらも完結した読み物をめざします。

内容面で本連載の特色を要約するならば、それは、民主政治を理解するための政治学を志す、という点にあります。日本の政治体制は代表制民主主義と呼ばれ、それが民主政治の一形態であるということは何となくイメージできるけれども、はたしてその内実はどうのようなものでしょうか。そもそも、ここでの民主政治とは、デモクラシー（democracy）という単語の日本語訳ですが、これと並んで民主主義、民主制（政）など、文脈に応じて様々な訳語が充てられるところに表れているように、デモクラシーとは、一つの思想・イデオロギーでもあり、また制度・体制も意味します。

本連載では、民主政治を支える理念に着目しながら、実際に民主政治がどのような制度によって支えられ、また実際の政策過程においてどのようなメカニズムで機能しているかを考えます。民主政治を理解することの意義は、単に知識や情報を頭に入れるというだけにとどまりません。民主政治の下で生きる私たちは、たとえ微々たるものであっても、一国の進路を左右する力と、それに伴う責任をもっています。一人ひとりが民主政治の担い手であり、当事者であるのだから、民主政治の政治学は、私たちにとっていわば必須科目です。本連載が、そのささやかな一助となれば幸いです。

かわで よしえ 専門は西洋政治思想史。主著に『貴族の徳、商業の精神』等。

たにぐち まさき 専門は現代日本政治論。主著に『現代日本の選挙政治』等。

第1回

民主政治の起源

静岡大学人文社会科学部准教授 井柳 美紀



今日、民主政治は、最も重要な政治上の目標の一つとみなされる。しかし、歴史的には、民主政治は、多くの批判にさらされてきた。例えば、古代ギリシアのプラトンは愚かな大衆より優れた賢者が統治する方が健全だと考え民主政治に批判的であったし、19世紀において男女の普通選挙制を主唱したJ.S. ミルですら教養ある人々が複数の投票権をもつべきだと述べていた。では、民主政治は、どのような歴史的変遷をたどり今日に至ったのか。

古代の民主政治

民主政治の起源の一つは、古代ギリシアの民主政治にある。そもそも Democracy という言葉の語源は古代ギリシアにある。すなわち、民衆（デモス）の支配（クラトス）を意味した「デモクラティア」が語源である。さらに他国では独裁や少数者支配が当たり前の時代、すでに古代ギリシアが民主政治を実践した歴史は特筆すべきである。ただし現代の代議制民主政治とは異なり、古代ギリシアでは民主政治は直接民主制のことを意味した。すなわち、古代ギリシアにおいて、市民たちはみなポリスの重要な事柄を決める民会に参加し発言する権利をもち、さらに行政上の役職を抽籤により交替で担当した。つまり、徹底した直接民主制が、専門家ではなく市民自身によって行われた。アテネの場合、面積でおよそ神奈川県全域を上回る規模で、市民は年40回くらい民会に参加し、加えて行政上の役職や陪審員などに関わったことを考えると、市民が政治や公的事柄に携わる参加のコストはきわめて大きい。

古代ギリシアでは公共意識に高い価値がおかれたが、それは直接民主制の実現の重要な前提となった。ただし、この公共意識は戦争と密接

に関わるものであり、ポリス内部の同一性を強調し、外部に対しては排他的でもあった。さらには当時、労働を営む奴隷がいて、市民が公的活動に専念できたなど、今日とは異なる前提があったことも事実である。しかし、少なくとも市民の間では平等な政治参加が重要な価値とみなされ、民主政治が実践された。

代議制民主主義

一方、現代の私たちは、代議制民主主義（間接民主制）の時代に生きている。ここでは政治は主として有権者により選出された代表者たちが行う。しかし18世紀のモンテスキューやルソーは、代議制を民主政治とはみなさない。ルソーは、代議制についてイギリス人は自由だと思っているが、彼らが自由なのは選挙の時だけだとすら述べている。そもそも、代議制を支える近代議会の起源は中世の身分制議会にあり、これは平等を原則とする民主政治とは相容れない制度であった。つまり、身分制議会は、国王が課税などに際して諸身分の同意を調達するためのものであり、諸身分の側からすれば自分たちの利害を守るためのものである。ゆえに、議会政治が民主政治とみなされるには何らかの説明が必要である。

そのような説明をした人々のうち、18世紀後半にアメリカを独立革命へと導いたトマス・ペインは、大規模社会では全住民が集合するのは困難だから代表者を立てることが現実的かつ便宜的に必要だとして代表制を正当化したが（したがって、頻繁な選挙による人民の統制の必要性も論じた）、アメリカの憲法草案を執筆したマディソンは人材の豊富さゆえに優れた指導者を選出できる広い領土における代議制こそがこれからの民主政治を担う中核的制度である

とした。加えてマディソンは、狭く同質性が高い古代ポリスでは支配的な派閥が形成されやすいのに対して、多様な利害や派閥がある広い領土で行われる代議制は少数派の権利が侵害されない点でも優れたものだと評価する。

■ 近代の民主政治

さて、民主政治の起源の一つは古代ギリシアにあるが、もう一つは近代ヨーロッパにある。そもそもなぜ人民が政治の主体であり、政治に参加すべきか、様々な議論が登場する。その一つが社会契約論である。社会契約論は、個人の契約や合意によって国家が設立されたと論ずる点で、近代政治思想の個人主義に基づく。

社会契約論者の一人であるルソーが述べたのは、人間は本来は自由で、他人の支配に服従する存在ではなく、したがって社会契約によって設立された国家において人民が従うべきは、いかなる支配者の意思でもない、人民自身の意思（ルソーはこれを「一般意志」と呼ぶ）であるということだった。このことは自由な人間は主権者として、自らの定めたルールや法に従うことで、真に自由な存在であるべきだ、ということをも意味した。したがって、個人主義の広まった近代においてであれ、ルソーにとって政治参加は、市民の義務である（ただし、古代ギリシアと異なり、人民の参加の範囲は立法までで行政までは念頭におかない）。

むろん、なぜ政治に参加すべきか、その理由は論者により多様である。19世紀イギリスの功利主義者ベンサムによれば、人間の本性は幸福の実現のうちにあり、よって政治の目的は社会における最大多数の幸福の最大化にある。さらに、何が幸福かを最も確実に決めることができるのは自分自身であるとされるため、多くの有権者の政治参加が必要だと考えられる。また、古代ギリシアを評価する立場からは、人間は一人ではなく他者と生きる「社会的動物」であるから、公的生活に関わることは人間としてのあるべき生き方だとして政治参加の価値を説く見方も出された。さらには、J.S.ミルやトクヴィルのように、人々の公的世界への参加が人々の

公的事柄への関心を高めるとして参加の教育的機能を重視するタイプの議論も出てくる。ゆえに、彼らは陪審制や地方自治を民主政治に必要な制度として評価する。

■ 自由主義と民主政治

現代の民主政治は、しばしば自由民主主義と呼ばれ、自由主義の思想と制度を受容した点の一つの特徴がある。歴史的には自由主義の成立は中世ヨーロッパ以降で、したがってその起源は民主政治とは異なる。自由主義とは、概して、権力が人々に対して影響を及ぼす範囲を明確に限定して、権力の乱用や侵害から個人の自由の領域を守ろうとする運動と思想のことである。ゆえに、民主政治の時代となり君主の権力が人民の権力に替わっても、人々の生死をも左右する権力への警戒は怠るべきではないとして、具体的には権力分立、身体・生命・財産の自由、信教の自由などが説かれた。

さらに19世紀、民主政治が広まると、自由主義は新たな課題に直面する。トクヴィルは民主政治の時代にはかつての専制君主にかわり、多数者の決定が、個人の自由を侵害するのではないかと危惧し、この問題を「多数者の専制」と呼ぶ。民主政治の時代は、誰もが平等に扱われるが、多くの中の一人でしかない人々は弱く孤立した存在で、それゆえ私的世界に閉じこもりやすく、政治や社会問題に無関心になりがちだという。ゆえに、トクヴィルらは人々が地方自治など身近で具体的な政治問題に参加する制度的仕組みを工夫し、他者との繋がりを回復し公的関心をもつよう促そうとする。ここでは自由主義と民主政治とを架橋する試みがなされている。

こうして諸々の問題に直面しつつその意味内容を変容させてきた民主政治の実現は、今日なお「未完のプロジェクト」と言うべきだろう。

[参考文献] 川出良枝・谷口将紀編『政治学』（東京大学出版会、2012年）

いやなぎ みき 専門は政治思想史。著書に『ディドロ 多様性の政治学』（創文社、2011年）、編書に『NIE アイデア・ノート』（河北新報社・宮城教育大学、2011年）など。

さいたま市明推協推進員等意識調査

さいたま市明るい選挙推進協議会会長 松本 正生

◆ はじめに

さいたま市明るい選挙推進協議会は、合併後の平成16年（2004年）に発足した。現在の推進員数は1,000名を超え、選挙時の啓発のみならず、通常時においても活発な活動を展開しており、さいたま市の協議会は全国的にも注目される存在となっている。

今回、発足8年目をむかえ、明推協活動の参考とするべく、市内の全推進員を対象とした悉皆の意識調査を実施するに至った次第である。

◆ 調査の概要

(1) 調査の方法

調査は平成23年7月、市内10区の明るい選挙推進協議会の推進委員・推進員全員（1,023名）を対象に実施した。実査の方法は、調査票を郵送し回答記入済みの調査票を返送してもらう郵送方式、ないしは調査票を手渡し、回答記入済みの調査票を回収する留置回収方式を採用した。

(2) 回収状況

期間内に返送された有効回答は、804件で79%に相当する。この種の調査としては非常に高い回収率を得た。

(3) 回答者の属性

年齢構成は以下のとおりで、20代（0人）、30代（5人）、40代（21人）で計3%（26人）に過ぎず、これに50代を加えた60歳未満の合計も13%（103人）にとどまる。一方、60歳以上は全体の86%（688人）を占め、このうち70歳以上49%（397人）と全体の半数を構成している。男女構成は、男性59%（474人）、女性40%（319人）と男性がやや多くなっている。

次いで、「明推協」の推進員としての経験年数を見ると、「2年未満」「2～4年」「4～6年」

「6年以上」がそれぞれほぼ4分の1ずつで、均等な割合を占めている。

また、「（区の）明推協」における肩書きについては、会長や理事などの役職者が11%（90人）、推進委員・推進員が85%（681人）となっている。

◆ 意識の分析

以下、主要な質問に関する回答結果を順に見ていきたい。

Q1. 「あなたが明るい選挙推進協議会（以下、明推協）の推進委員・推進員（以下、推進員）となられたきっかけは何ですか」

「自治会・町内会による推薦」が75%と圧倒的多数を占め、「所属団体による推薦」が16%でつづいている。「自分で応募」は、わずか2%に過ぎない。

Q2. 「各区で実施している各種の啓発事業」への参加状況について（2年以上の経験を有する者のみを対象）

「ほとんどの活動に参加している」34%、「ある程度参加している」40%で合計74%を占めている。一方、「全く参加していない」は9%となっている。

Q4. 「あなたは、年1回発行の『明推協だより』を読まれていますか」

「毎年読んでいる」45%と「読んだことがある」37%を合わせて82%を占めている。ただ、推進員の中でも「全く読んでいない」や「見たことがない」人が16%存在する。

Q6. 「区の明推協の活動に関して、投票率の向上に対してどれほど役立っていると思いますか」

「区民まつり等での啓発活動」「ポスターコンクール作品の展示」「政治講演会の実施」「中学校等への投票機材の貸出し」「啓発物品の作成と

配付」の5項目について、それぞれ評価を聞いた結果、「役立っている」と「ある程度役立っている」とを合計した肯定的な評価は「政治講演会の実施」が67%と最も高く、「ポスターコンクール作品の展示」65%、「区民まつり等での啓発活動」63%、「啓発物品の作成と配付」61%も、すべて6割を上回っている。ただ、「政治講演会」を除く上記3項目については、「役立っていない」と「あまり役立っていない」を合計した否定的な評価も、それぞれ約3割を占めており、当事者の中にも活動の効果に関する疑問が存在している。

Q 7. 「区の明推協の活動について、それぞれ、『そう思う』『そう思わない』で選んでください」

- ・「所属する区の明推協は、外部の人たちとの交流がさかんである」
- ・「活動内容の決定には、推進員等の意見がよく反映されている」
- ・「活動内容について、推進員等同士の話し合いがよくもたれている」
- ・「区の明推協においては、推進員間の相互の信頼関係が構築されている」
- ・「区の明推協の活動では、推進員等の間の役割分担がはっきりしている」

上記5項目について、個別に評価を聞いた結果は、いずれも否定的な評価が肯定的評価を上回っており、あまり芳しくない。特に、「所属する区の明推協は、外部の人たちとの交流がさかんである」、および「活動内容について、推進員等同士の話し合いがよくもたれている」に関しては、「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計が、それぞれ68%、66%と3分の2を占めている。また、「活動内容の決定には、推進員等の意見がよく反映されている」も否定的評価が5割を上回る。いずれにせよ、組織内部の交流や意思疎通が課題であることが示唆されよう。

一方、属性別のクロス集計結果からは、経験年数や肩書きによる受け止め方の相違が明らかとなる。「活動内容の決定には、推進員等の意見がよく反映されている」「活動内容について、推進員等同士の話し合いがよくもたれている」

「区の明推協においては、推進員間の相互の信頼関係が構築されている」などに関して、「2年未満」「2～4年」「4～6年」「6年以上」と推進員の経験年数が増加するにつれて肯定的な評価も上昇する。逆に言えば、経験年数の減少につれて否定的評価が増大する。

「(明推協における) 肩書き」に関してはさらに相違が顕著となり、例えば、「活動内容の決定には、推進員等の意見がよく反映されている」を見ると、「そう思う」の割合は、「推進員」では36%にとどまるのに対して、「会長・副会長・監事・理事」では60%に達している。「そう思わない」は逆の傾向を示すことは言うまでもない。また、「活動内容について、推進員等同士の話し合いがよくもたれている」も、一般の推進員における「そう思う」が24%「そう思わない」が70%に対して、会長・理事などの役職者では「そう思う」が48%と一般推進員の2倍になっている。

Q 8. 「あなたが、区の明推協の活動を通じて得られたものは何でしょうか。それぞれについて、『そう思う』『そう思わない』で選んでください」

- ・「地域における人間関係が広がった」
- ・「地域における様々な活動への参加が増えた」
- ・「地域の問題への関心が高まった」
- ・「投票参加への意欲が向上した」
- ・「さいたま市政に対する関心が高まった」

上記5項目を個別に聞いた結果、とりわけ、「投票参加への意欲が向上した」と「さいたま市政に対する関心が高まった」とに関する肯定的評価が高く、「そう思う」と「ある程度そう思う」の合計比率は、それぞれ79%、73%を占めている。「地域の問題への関心が高まった」「地域における人間関係が広がった」についても、肯定的評価が5割を上回る。

Q 9. 「区の明推協活動について、あなたはどの程度満足していますか」

「ある程度」を含めた「満足している」の比率が58%と多数を占めるが、「あまり」を合わせた「満足していない」割合も35%となっている。

なお、属性別のクロス集計結果を見ると、先

にQ7で確認したような経験年数や肩書きによる顕著な相違は存在しない。経験年数については、2年未満から6年以上まで、いずれにおいても満足派が多数を占めている。肩書きに関しても、役職者のみならず一般推進員でも満足派が5割を上回っている。やや安心する結果と言える。

Q11.「明推協について、投票率向上に向け、あなたはどのような手法がよいとお考えですか。それぞれについて『そう思う』『そう思わない』で選んでください」

- ・「幅広い年齢層で推進員等を構成する必要がある」
- ・「公募の推進員等を増やす必要がある」
- ・「地区別に組織を分割し、活動を行う必要がある」
- ・「推進員等同士のコミュニケーションを増やす必要がある」
- ・「推進員等の会費制により、活動を行う必要がある」
- ・「活動の企画について、推進員等が自主的に行う必要がある」
- ・「推進員等が明推協の活動について、学習を行う場が必要である」
- ・「未成年（中学生・高校生）や大学生にも推進員等に参加してもらうことが必要である」

上記8項目に関して個々に聞いた結果、最も必要性の高い手法としてあげられたのは「幅広い年齢層で推進員等を構成する」で「そう思う」と「ある程度そう思う」の合計が85%に達している。次いで推進員等が明推協の活動について、「学習を行う場が必要」の72%、「推進員等同士のコミュニケーションを増やす」の65%、「公募の推進員等を増やす」の61%などとなっている。反対に、「推進員等の会費制により、活動を行う」は「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計が72%と賛同が得られなかった。

属性別に見ると、「そう思う」という必要性の認識の高かった「幅広い年齢層で推進員等を構成する」「推進員等が明推協の活動について、学習を行う場が必要」「公募の推進員等を増やす」などについては、明推協活動の経験年数、

役職の有無、あるいは年齢などにそった相違はほとんど見受けられない。こうした認識は属性の別なく推進員全体に共有されていると言える。「活動の企画について、推進員等が自主的に行う」に関しては、一般の推進員に比べて役職者の方が「そう思う」とする比率が高くなっており、肩書きによる相違が存在している。



まとめにかえて

今回の意識調査の最も大きな特徴は、その回収率にある。8割という数値は、これまで同種の調査には見られない高い比率であり、この事実こそが、さいたま市明るい選挙推進協議会の活力の証である。

先にも指摘したように、いくつかの質問回答に関して、役員と一般推進員との間の認識の相違が確認された。ただ、これとて、いまだ活動経験も浅く、明推協組織にもそれほどのアイデンティティを持たない大多数の推進員の方々が、こぞって調査に回答してくれたことの裏返しの結果に他ならない。高い回収率を得たこと、これが今回の調査の一番の収穫である。

さはさりながら、調査結果は、われわれさいたま市明推協の課題も示唆している。①推進員相互のコミュニケーションをはかること、②幅広い年齢層の参加を確保すること、③街頭でのティッシュ配りにとどまらず、より効果的な啓発活動を展開することなどは、多くのメンバーが共有する認識であろう。

折しも、総務省においては、平成23年度に「常時啓発事業のあり方等研究会」が開設され、1年間の議論を経て最終報告書が発表された。同報告書では、主権者教育という新たなステージにおいて、「地域の協議会が、これまでに果たしてきた役割に加え、時代に即した新しい役割を積極的に担っていくこと」を求めている。今回の調査結果をもとに、われわれさいたま市における今後の明るい選挙推進活動のあり方を、推進員のみなさんといっしょに考えていきたいと思う。

まつもと まさお 埼玉大学経済学部教授、専門
は政治意識論、選挙研究。

■ フォーラムの開催日程および会場

前号でお知らせした地域コミュニティフォーラムと若者リーダーフォーラムについて、下記の開催日と会場にて開催します。参加費は無料で、募集は都道府県指定都市選管を通じて行っています。

	地域コミュニティフォーラム	若者リーダーフォーラム
北海道東北	10月17日(水)-18日(木) チサンホテル札幌(札幌市)	11月10日(土)-11日(日) TKP仙台カンファレンスセンター(仙台市)
関東甲信越静	12月19日(水) 朱鷺メッセ(新潟市)	12月8日(土)-9日(日) 長野第一ホテル(長野市)
東海北陸	12月13日(木) 岐阜グランパレホテル(岐阜市)	11月17日(土)-18日(日) TKP京都ガーデンシティ(京都市)
近畿	9月19日(水) ひょうご共済会館(神戸市)	
中国	1月30日(水)-31日(木) サンラボーむらくも(松江市)	1月19日(土)-20日(日) サンピーチおかやま(岡山市)
四国	10月3日(水) えひめ共済会館(松山市)	
九州	12月4日(火)-5日(水) 沖縄自治会館(那覇市)	12月1日(土)-2日(日) TKP博多駅前会議室(福岡市)

地域コミュニティフォーラムのプログラム

今年度は、昨年12月に総務省の常時啓発事業のあり方等研究会が発表した最終報告書に基づきプログラムを組んでおります。

近畿ブロック(9月19日、兵庫県神戸市)の例

- ・講義「現在の政治状況と政治的リテラシー(仮)」
森脇俊雅 関西学院大学法学部教授
- ・講義「指定病院等における不在者投票立会人の養成(仮)」福井県選挙管理委員会
- ・活動報告「神戸婦人有権者連盟」
- ・ワークショップ「メディア・リテラシー入門」
西村寿子 FCT メディア・リテラシー研究所所長

※FCTメディア・リテラシー研究所の西村所長にはVoters6号でご執筆いただいております。

■ 明るい選挙啓発ポスターコンクール応募締切

5月から募集を開始いたしました明るい選挙啓発ポスターコンクールですが、市町村選管への応募締切9月7日※が迫ってきました。市区町村で1次審査が、都道府県で2次審査が行われ、早いところでは10月に展示会が行われます。中央審査への提出期限は10月9日で、審査は10月25日に行われる予定です。どんな作品に会えるのか大変楽しみです。ご応募お待ちしております。

※市区町村選管への応募締切は市区町村によって異なりますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください。

■ 啓発資材の作成

協会では、全国の選挙管理委員会に希望数を照会し、下記の啓発用資材を作成中です。

①新有権者向けパンフレット

成人式などで若者に配布していただくパンフレットを作成中です。近年は、身の回りの社会や政治選挙に関する若者の意見の紹介と選挙制度のあらましを内容として制作しており、今年度もこれを基調に作成しています。

②寄附禁止規定周知用リーフレット

毎年、多くの希望数を頂いております。本年度もデザインを新たに作成しています。

表紙ポスターの紹介

◆平成23年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞作品

矢野 夏子さん 高知県四万十町立窪川中学校3年(受賞当時)

東良 雅人 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

石投げのどこか懐かしい雰囲気の風景から明日への一票を投じる思いが見る人に強く伝わってくる作品です。日常によく見るような風景を上手く利用して広く人々の心に響くように効果的に活かした作品です。

編集後記

●特集テーマは「討議デモクラシー」です。熟議など関連するものも含め、このところ新聞、雑誌などで見かける言葉ですが、明るい選挙の常時啓発活動の基本である話し合い活動とは、大変近い考え方にあります。討議デモクラシーは幅広い考え方、多様な具体的手法がありますので、その概要と手法の一端を、研究者にご紹介いただきました。なお政府は、エネルギー・環境会議(議長：国家戦略担当大臣)が6月29日に提示した、原発依存度の低減に関する3つの選択肢について、国民同士の意見交換が活発に行われることをねらい、従来のパブリックコメントや意見聴取会、世論調査に加えて、討論型

世論調査を8月に実施しました(11頁参照)。
●新連載として、「早わかり政治学」を11回にわたって掲載する予定です。この7月に出版されたばかりの大学生向け教科書が基ですが、この本は「社会に出て経験を積んだ後に改めて政治の仕組みを勉強し直したい大人」も読者対象としています。11人の政治学者に、それぞれの専門分野について、政治学のエッセンスを解説していただきます。
●さいたま市明推協推進員等意識調査結果は、全国で活動する約7万人の明推協委員の思いの一縮図であり、活動の活性化に大変参考になる資料と考えます。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉akaruisenkkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。

ワクワク、
ドキドキ。



宝くじの収益金は、
病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、
緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。